

資料提供
滋賀労働局
平成 30 年 11 月 22 日（木）

担 当	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課 長 間塚 恒夫
	課 長 補 佐 今宿 裕子
	高齢者対策担当官 木津 良弘
	電話 0 7 7 - 5 2 6 - 8 6 8 6

平成 30 年「高年齢者の雇用状況」集計結果 (滋賀県)

- ・希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業割合は 76.8%（前年比 1.5 ポイント上昇）
- ・「65 歳以上定年」は 15.1%（前年比 2.0 ポイント上昇）
- ・「定年制の廃止」は 3.2%（前年比 0.1 ポイント低下）

滋賀労働局（局長 石坂 弘秋）は「高年齢者の雇用状況」（平成 30 年 6 月 1 日現在）の県内集計結果をとりまとめましたので、公表します。

【集計結果のポイント】

1. 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業割合は 76.8%（前年比 1.5 ポイント上昇）
＜全国平均は 76.8%＞
2. 定年制の廃止および 65 歳以上定年企業は 264 社と前年に比べ 38 社増加し、その割合 18.3%（同 1.9 ポイント上昇）＜全国平均は 20.7%＞
3. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置（*1）を講じている企業は 99.4%と前年の 99.3%を 0.1 ポイント上回った＜全国平均は 99.8%＞
中小企業 99.3%、大企業では 100.0%の企業で講じている（*2）
4. 66 歳以上まで働ける企業割合は、29.4%＜全国平均は 27.6%＞
5. 70 歳以上まで働ける企業割合は 26.9%（同 5.3 ポイント上昇）＜全国平均は 25.8%＞

【参考】

- （*1）「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」（平成 25 年 4 月 1 日改正）では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けています。
- （*2）この集計は、県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が 31 人以上規模の 1,444 社を対象としている。また、常時雇用する労働者 31～300 人規模（1,347 社）を「中小企業」、301 人以上規模（97 社）を「大企業」としています。

表 1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計 (①+②)	
31～300人	1,338	(1,278)	9	(09)	1,347	(1,287)
	99.3%	(99.3%)	0.7%	(0.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	97	(92)	0	(00)	97	(92)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	1,435	(1,370)	9	(09)	1,444	(1,379)
総計	99.4%	(99.3%)	0.6%	(0.7%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値。

図 1 雇用確保措置実施済み企業

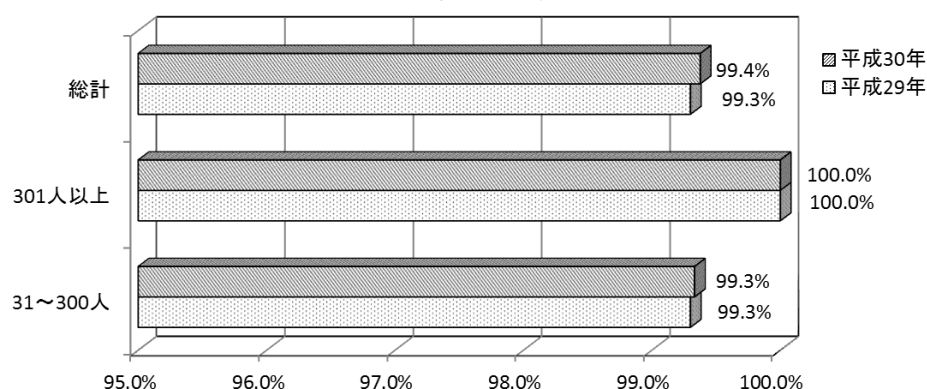


表 2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	①定年制 の廃止	②65 歳以上 定年	③希望者全員 65 歳以上の 継続雇用制度	合計 (①+②+③)	報告した 全ての企業
31～300 人	46 (45) 3.4% (3.5%)	216 (180) 16.0% (14.0%)	797 (768) 59.2% (59.7%)	1,059 (993) 78.6% (77.2%)	1,347 (1,287) 100% (100%)
301 人 以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (1) 2.1% (1.1%)	48 (45) 49.5% (48.9%)	50 (46) 51.5%※ (50.0%)	97 (92) 100% (100%)
31 人 以上 総計	46 (45) 3.2% (3.3%)	218 (181) 15.1% (13.1%)	845 (813) 58.5% (59.0%)	1,109 (1,039) 76.8% (75.3%)	1,444 (1,379) 100% (100%)

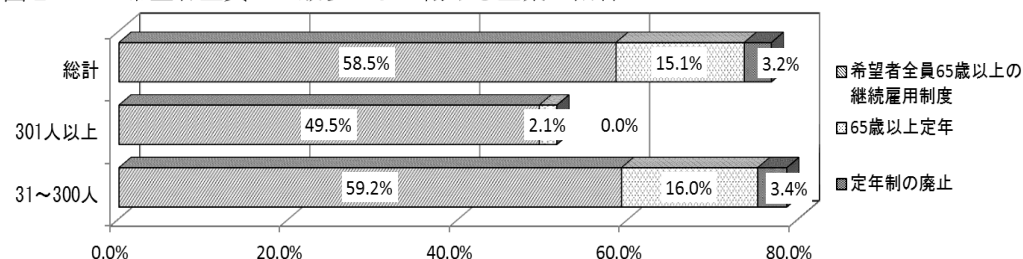
※ ()内は、平成 29 年 6 月 1 日現在の数値。

(※端数処理のため 301 人以上合計%計が合いません)

「希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65 歳以上定年」及び「希望者全員 65 歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表 1 の「合計」に対応している。

図 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合



1 高齢者雇用確保措置の実施状況

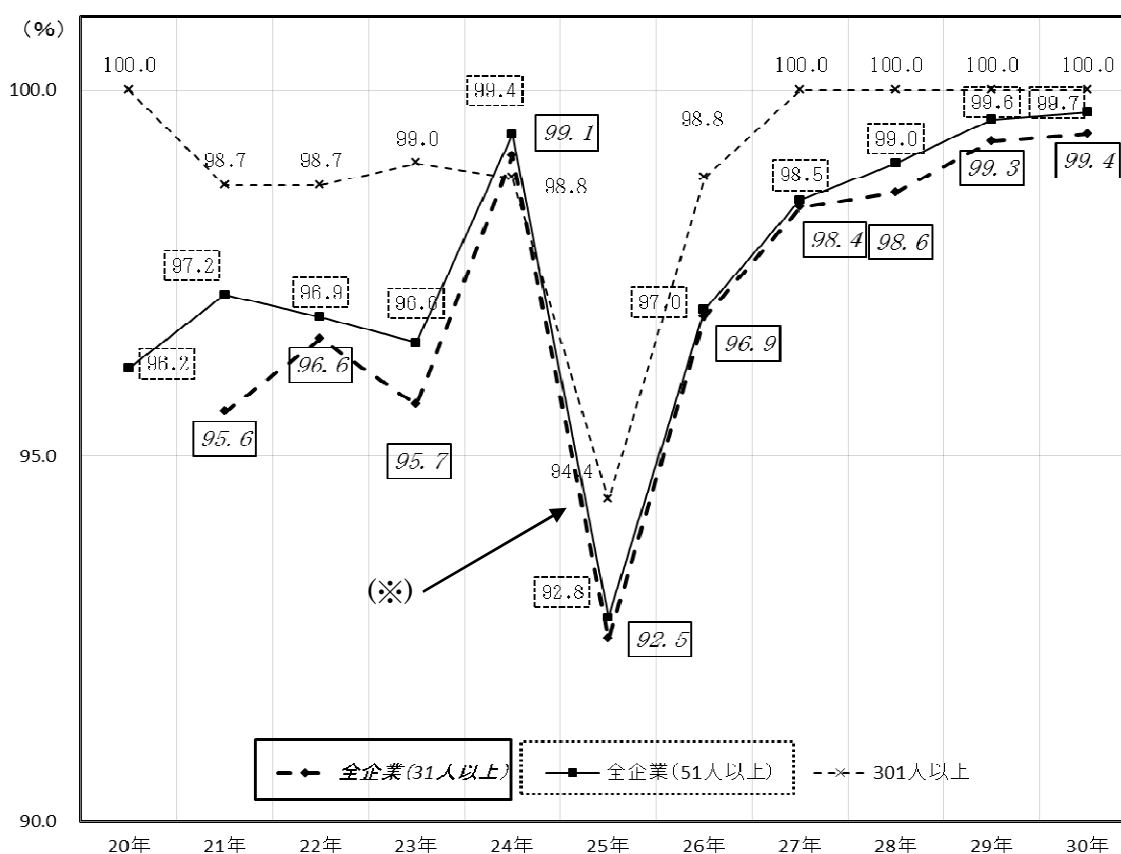
(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という）の実施済企業の割合は99.4%（1,444社中1,435社、前年に比べ0.1ポイント上昇）、うち51人以上規模の企業で99.7%（928社中925社、前年に比べ0.1ポイント上昇）となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、規模301人以上100.0%（97社中97社、前年と同水準）、規模31～300人99.3%（1,347社中1,338社、前年と同水準）となっている。（表1）

高齢者雇用確保措置実施状況の推移

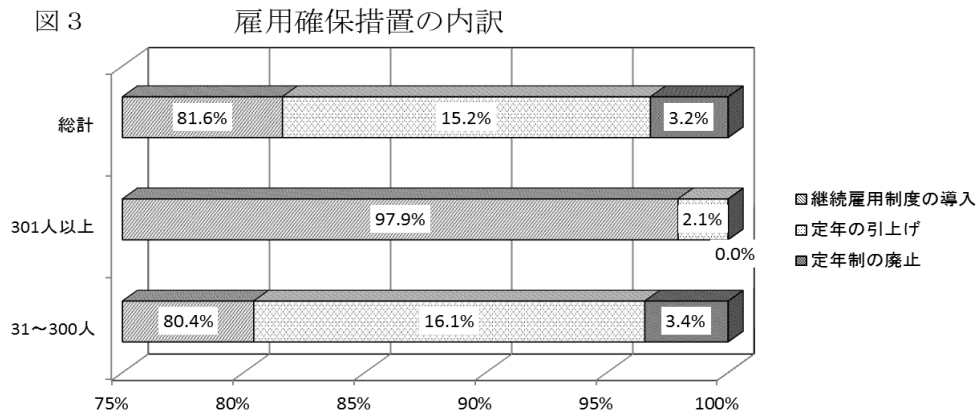


(※)平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

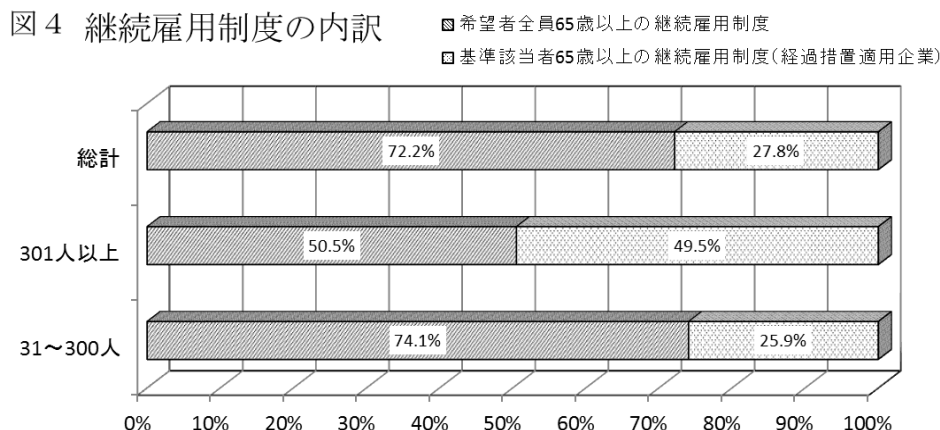
- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は3.2%（46社）
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は15.1%（218社）
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は81.6%（1,171社）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。（図3参照）



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,171社）のうち

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は72.2%（845社）
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は27.8%（326社）となっている。（図4参照）



(5) 継続雇用先の内訳

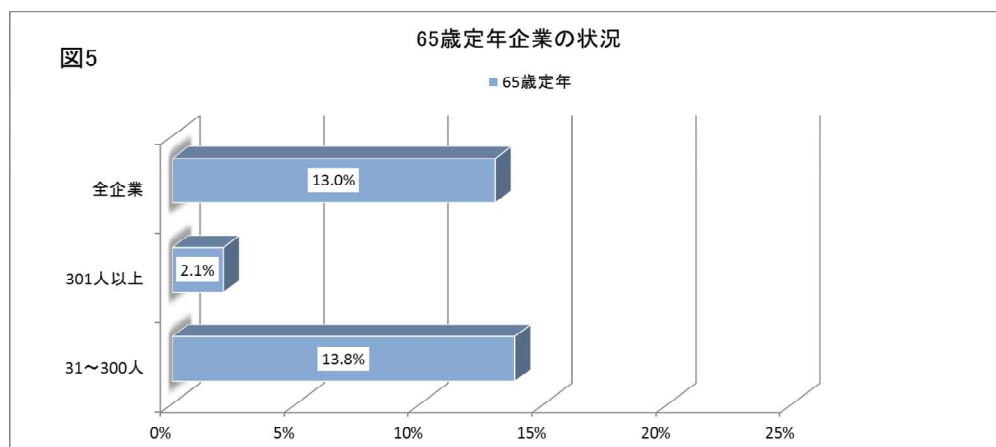
「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（1,171社）の継続雇用先について、自社のみである企業は96.7%（1,132社）、自社以外の継続雇用先（親会社・子会社、関連会社等）のある企業は3.3%（39社）となっている。

2 65 歳定年企業の状況

定年を 65 歳とする企業は 188 社（対前年比 24 社増加）、割合は 13.0%（1.1 ポイント増加）となっている。

①中小企業では 186 社（対前年比 23 社増加）、13.8%（同 1.1 ポイント増加）

②大企業では 2 社（対前年比 1 社増加）、2.1%（同 1.0 ポイント増加）（図 5 参照）



3 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

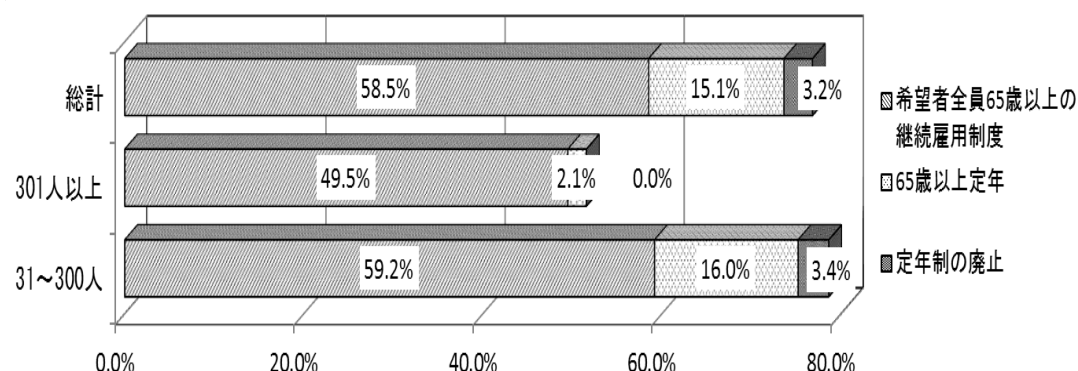
希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 1,109 社（対前年比 70 社増加）、割合は 76.8%（同 1.5 ポイント上昇）となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では 1,059 社（同 66 社増加）、78.6%（同 1.4 ポイント上昇）、

②大企業では 50 社（4 社増加）、51.5%（同 1.5 ポイント上昇）、
となっている。（図 6 参照）

図6 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合



（端数処理のため 300 人以上%計が合いません）

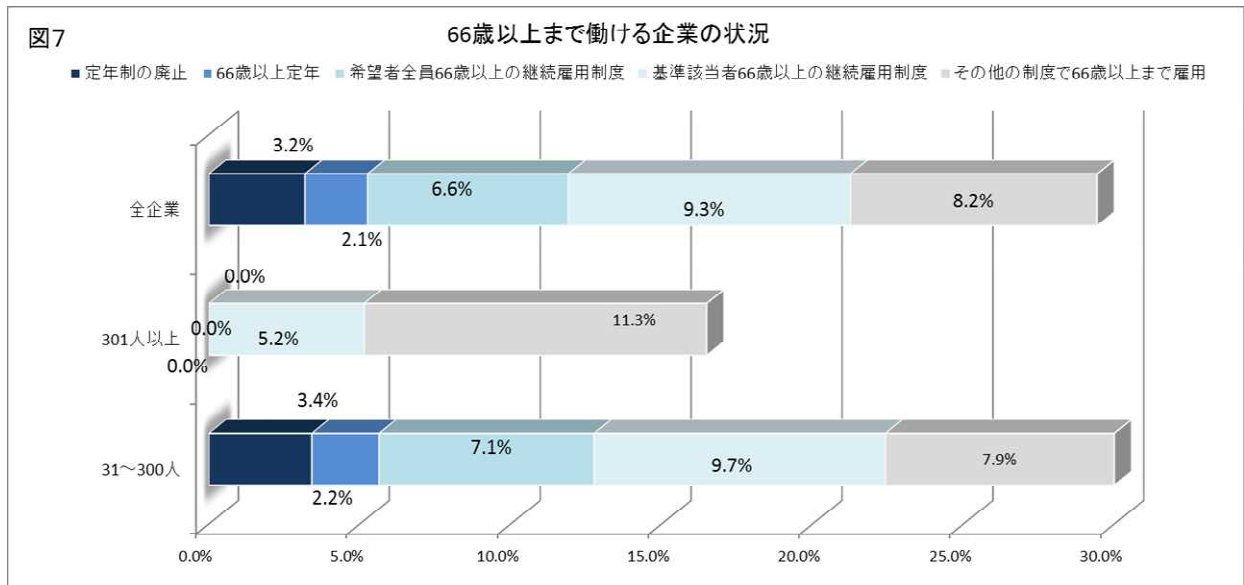
(2) 66 歳以上まで働ける企業の状況

66 歳以上まで働ける企業は、425 社、割合は、29.4%となっている。

企業規模別に見ると、

①中小企業では 409 社、30.4%

②大企業では 16 社、16.5%となっている。（図 7 参照）



(端数処理のため 31~300 人 %計が合いません)

- ※ (2)は、「高年齢者雇用状況報告書」における「70 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況に関する項目が、本年度から「66 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」に変更されたことにより、本年度から新たに集計しています。
- ※ 66 歳以上定年制度と 66 歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66 歳以上定年」のみに計上しています。
- ※ 「その他の制度で 66 歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を 66 歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで 66 歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指しています。

(3) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、389社（対前年比91社の増加）、割合は26.9%（同9.2ポイントの上昇）となっている。

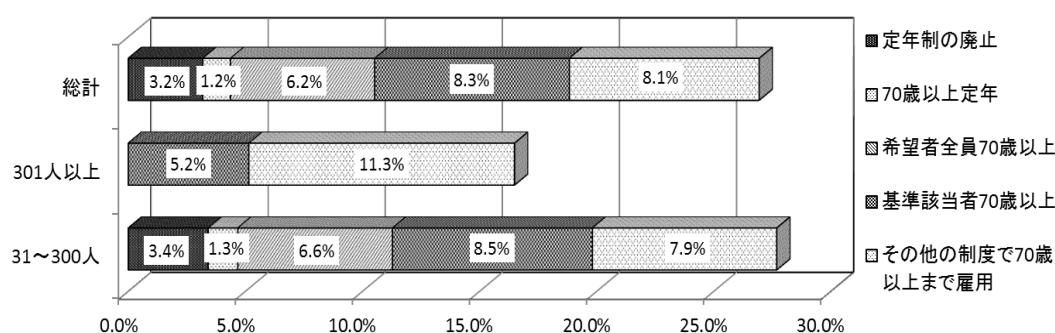
企業規模別に見ると、

①中小企業では373社（同88社の増加）、27.7%（同5.6ポイントの上昇）、

②大企業では16社（同3社の増加）、16.5%（同2.4ポイントの上昇）となっている。

（図 8 参照）

図8 70歳以上まで働ける企業



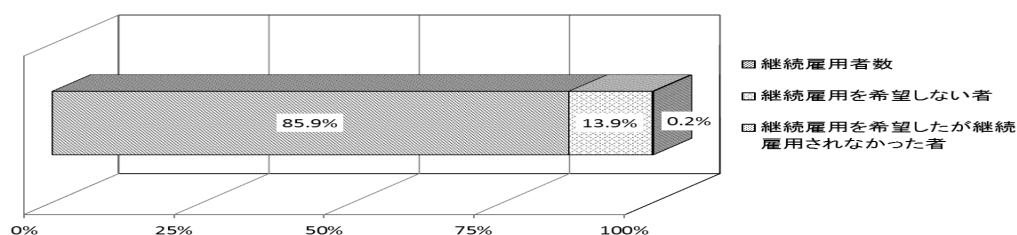
(端数処理のため総計%計が合いません)

4 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間（平成29年6月1日～平成30年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（2,006人）のうち、継続雇用された者は1,724人（85.9%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は66人）、継続雇用を希望しない定年退職者は278人（13.9%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は4人（0.2%）となっている。（図9参照）

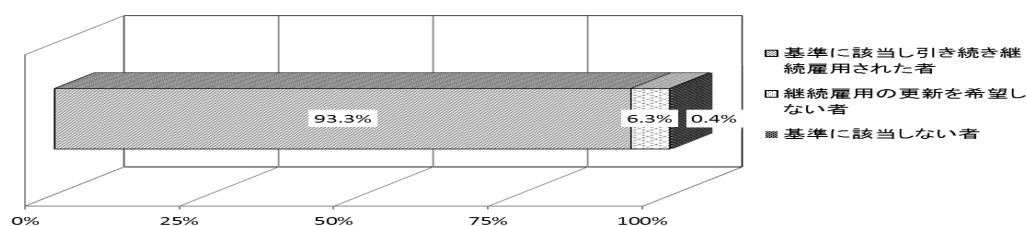
図9 定年60歳企業における定年到達者の動向



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成29年6月1日～平成30年5月31日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（62歳）に到達した者（446人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は416人（93.3%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は28人（6.3%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は2人（0.4%）となっている。（図10参照）

図10 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況



5 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

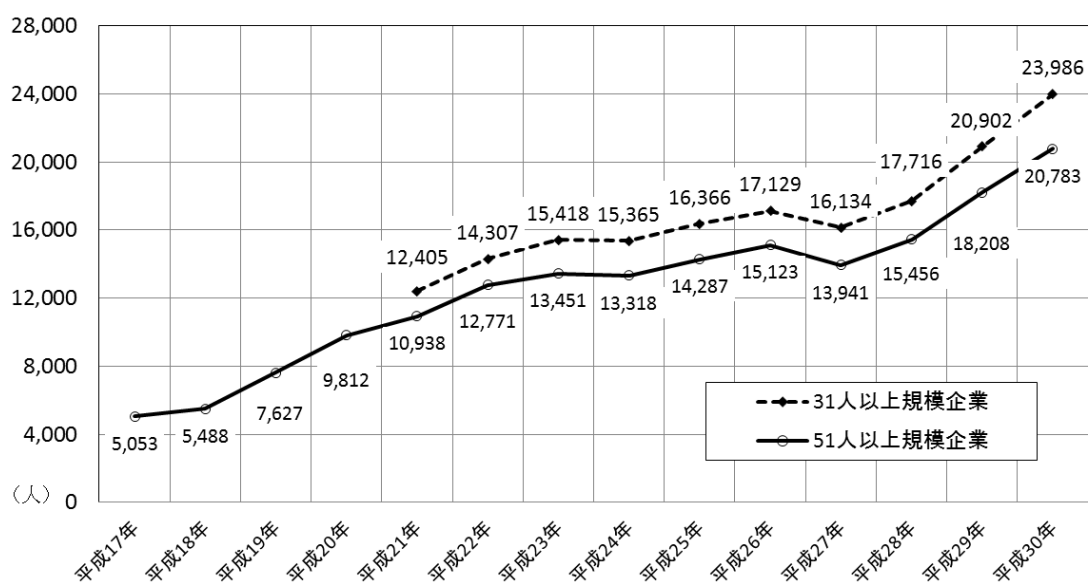
31人以上規模企業における常用労働者数 183,603 人のうち、60歳以上の常用労働者数は 23,986 人で 13.1%を占めている。(図 11 参照)年齢階級別に見ると、60～64 歳が 13,528 人、65～69 歳が 7,478 人、70 歳以上が 2,980 人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は20,783人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると15,730人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は23,986人であり、平成21年と比較すると、11,581人増加している。(図 11 参照)

図11

60歳以上の常用労働者の推移



6 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)9社に対して、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超えた66歳以上雇用する企業の増加、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組めます。